

## 第一節 子供の医療

### 一 子供がジフテリア（補遺 a）

まず、当時子供にとって致命的感染症であったジフテリアを如何に治療していたのか取り上げる。往時の医療の雰囲気になじばかり触れてみる事ができるからだ。

大正二年二月九日午前三時、喜連川町葛城で農家の三歳八か月になる長男が喜連川病院の医師の診察を受けた。診断は実扶帝理亜（ジフテリア）である。当時の『法定伝染病』であった。すでに発病してから三日と九時間が経過しての初診である。深夜、にわかにな重篤になったのであろう。この男児の「実扶帝理亜発病届」の写しが残されている。喜連川病院長・齋藤邦一郎が発行したものである。それによると発病は二月

五日午後六時と記されている。旧暦では大晦日である。つまり、新暦の元旦よりも旧正月の方が「お正月」らしかった時代の大晦日の夕刻に症状が発現したのだ。たぶん発熱で。しかし、この男の子はすぐに医療機関を受診することはなかった。咽喉が痛くなり、咳が激しくなっても「三が日」が過ぎるまでは診察を受けることはなかった。

そして九日、旧暦一月四日、喜連川病院を受診する。まだ夜が明ける前の午前三時である。かなり重篤な状態であったことは想像に難くない。この当時の医療実態(補遺b)として、往診であったと思われる。「レセプト」によると喜連川病院の医師は次のような処方をした。(○数字は筆者)

①杏仁水 一、五 赤酒 八、〇 吐根舎 三、〇 ワ 三〇、〇

②甘汞 〇、〇五 カンフル 〇、一五 乳糖 〇、四

①の処方きょうにんすいの「杏仁水」は鎮咳祛痰剤ちんがいきよたんざいであり、現在も「キョウニン水」として保険適用薬。平成二十六年改定薬価表によると、この分量では二円五十銭程である。「赤酒

(補遺c)」は赤ブドウ酒。「吐根舎(補遺d)」はトコンシロップで吐剤であるが、この場合は祛痰剤として使われている。「ワ」はドイツ語 Wasser のこと。水の意で、蒸留水。以上を混合して水薬としている。単位はミリリットル。②は頓服である。「甘汞かんこう

(補遺e)」は塩化第一水銀。「カンフル(補遺f)」は当時強心剤として用いられた。乳糖は服薬しやすくするための矯味剤きょうみざい。単位はグラム。

三歳八か月のこの子の経過はどうであったのか。「実扶帝理てん亞轉(転)帰届き」には、

二月九日午後三時に死亡したと記載されている。初診から十二時間後の死亡である。発病早期に治療を受けなかったのだが、医療費をおもんばか慮ったのか、それとも「正月三日」に受診するのを嫌ったのか、今となつては詮索することはできない。

明治四十五年（大正元年）、大正二、三年の三年間に喜連川病院で診療を受けたジフテリア患児の発病及び転帰届が残されているので、それぞれ記載しておく。

明治四十五年（大正元年）の記録によると、この年は三人が罹患し、一人が死亡している。前年十二月三十日に発病した上江川村の三歳の女の子は、翌一月二日に診療を受け、九日に「全治」と届けられている。また、下江川村の三歳の男児は、明治四十五年三月二十五日午前六時に発病し、午後十時に診療を受けた。「転帰届」は残さ

れていないが、大正三年までの死亡診断書にこの子の名前がないので治癒したものと  
思われる。三人目の患児は三歳五か月の男の子。十二月六日（改元により大正元年）  
発病であるが、九日午前十時になって診療を受けた。そして翌十日午後五時に自宅で  
死亡した。

翌大正二年は、冒頭の子供の外、三月にもジフテリアが発生する。喜連川町小白井  
の二歳になる男の子で、発病五時間後の三月一日午後十時に受診し、翌日の午前七時  
に死亡した。発症後十四時間での死亡である。

大正三年は、受診して十時間後に死亡した四歳六か月の男児がいる。発病して二日  
後、五月五日午前七時に受診し、午後五時に息を引き取った。この年はしかし幸いに  
も転帰届に「全治」と記された子供が三人いた。喜連川の二歳二か月と五歳の兄弟の

場合は、次男が先に三月二十九日に発病し、長男は一日遅れの三十日に発病した。次男は三十一日午後一時十分に受診し、長男は同日午後八時に受診しているが、二人とも四月八日にそろって全治した。続いて四月七日にもジフテリアの発病があった。六歳の男児で、九日に受診し、十六日に「全治」の転帰届が出されている。

以上、大正三年までの三年間で、喜連川病院が診療したジフテリア患者は九人であり、うち四人が死亡している。一人は発病後十四時間という激烈な経過で死亡したが、あとの三人は発病してから三日を経ての受診で、このうち二人は診察から死亡までの時間が僅かに九時間と十二時間である。残る一人は三十一時間後の死亡であった。概して発病から初診までの時間に比して、受診から死亡までの時間が短いのは、ジフテリアという疾患そのものの性格にもよるのだろうが、重篤化するまで医療機関の治療

を受けなかったこともあるのかも知れない。国民皆保険のない時代、早期の治療は受け難かったのだろうか。

この時代、医療制度もそうであるが、子供をめぐる環境は現在とかなり異なる。小児はさまざまな疾患に罹患し、その死亡率は極めて高かった。次項では、喜連川病院の史料のうち小児の死亡診断書によって、子供の医療事情を探ってみる。

### \*補遺

#### a ジフテリア

ジフテリアはジフテリア菌の喉頭などの粘膜や皮膚への感染により発症する伝染病である。往時と比べて生活環境の改善、予防接種の普及等により、現在は殆ど患者の発生は無いが、今も医師の保健所への届け出が義務付けられている二類感染症である。しかし、殆どの医者はジフテリアを診たことがない。具体的症状は過去の文献に頼るしかない。昭和十八年の論文による当時のジフテリアの症状を、原文を一部引用しながら概略を紹介する。（「悪性ジフテリアについて」佐藤イクヨ・女子医学研究・第13巻第4号、頁289-303・昭和18年）

ジフテリアは三九〇度の高熱を持って発病し、顔面は蒼白浮腫状で、口を半開し、

頸部リンパ腺腫脹し、更に著明なことはリンパ腺周囲の浮腫状腫脹の強いことである。病初から食欲不振著しく悪心嘔吐のあることもある。はじめは扁桃腺や咽頭粘膜が腫れて薄い被膜で被われるが《翌日点状から被膜様に進展する厚い固有の偽膜を生じ、第三日には汚穢なる黒色性出血性変化を起し、偽膜は豚脂様灰白色から所々血液浸潤により赤褐色ないし帯黒色の偽膜によって蔽われ、一種特有な甘い腐肉様の口臭を生じる》ようになり、この時に氣道閉塞で死亡することも多かった。血清注射をしても死亡することが多い。

佐藤は重篤になりやすい喉頭ジフテリアの致死率は一五%位、全ジフテリア中数パーセント程度ではあるが《悪性ジフテリア》に至っては《四〇—六六%という驚くべき高率を示し》とも記されている。国立感染症研究所『感染症情報センター』によると一九九一年から一〇年間で二一人の届け出があり二人が死亡しており、現在でも難しい疾患とされる。

#### b この当時の医療形態

矢板町の開業医五味淵伊次郎医師が南江堂から出版した『大正七・八年ノ世界的流行性感冒ノ見聞録』によると、インフルエンザが猖獗（しょうけつ）を極めていたとき、朝十時に前日に依頼された片岡へ自転車で往診に行ったところ、何件も診療を乞われて、帰宅が午後八時になっていたという。当時の医療形態では、一時的な高熱の場合であっても、動けなくなつた患者の診療は往診によるが多かつたようだ。患者を運ぶ交通手段が余りなかつたことも多い理由だろうと思う。しかし筆者の経験ではあるが、一九七〇年代でも「熱が高い」と言つて往診の依頼があつた。それまでの習慣によるものだったのかもしれない。



なお、五味淵医師はインフルエンザにジフテリア抗毒素血清が有効であると主張し、実際に使用して論文を書き、塩谷郡医師会から注意を受けている。このことに関しては第一部「インフルエンザ」の項に岡が詳細に記載しているので参照してほしい。

c 赤酒（せきしゅ）（写真4）

大正八年発刊の『薬物学』第九版（写真5-1,2）の記載によると「葡萄酒は広く興奮並に強壯薬として使用せらる。神経系に強き作用を与へんとするにはアルコールに富めるポルト酒等を用ゆ」とされている。「食欲を進め氣力を恢復せんとするときは、通常の赤白酒を用ふ。殊に赤酒は鞣酸を含有するが故に消化管に慢性加答児の症状あるものに適す」とあり、香氣に富むものは血管中枢など中枢神経を興奮させると記されている。大正二年発行の『日本小児科叢書』（写真6）の小児腸窒扶斯（チフス）に記載された治療例によると、危篤状態を脱した八歳の男児に「赤酒リモナーデを興ふ」（写真7）とある。ちなみに平成一八年山形大学医学部附属病院薬剤部の『調剤内規』には、赤酒リモナーデがあり、希塩酸0.5 単シロップ8.0 ブドウ酒10.0に精製水を加え100mlとして一日分としている。

ブドウ酒は、現在保険適用薬とされている。アルコール性内用製剤で滋養強壯薬に分類されている。ちなみに薬価は一〇ミリリットル二十一円。筆者は四十年前も前に一度だけ処方されたことがある。癌の鎮痛を目的として塩酸モルヒネと塩酸コカインなどをジンに混合した「ブロンプトンカクテル」を処方したところ、薬剤部（旧国立栃木病院）から「ジンは保険適用ではないので、ブドウ酒にしてほしい」と言われた。医療用ブドウ酒は一九八二年に製造されなくなったが、現在は中北薬品株式会社で再び製造されている。



写真 4 現在の医療用ブドウ酒

明治大正の教科書には赤酒と。

現在発売されている中北薬品の「日本薬局方 ブドウ酒」は赤ブドウ酒。500ml で薬価一〇五〇円。仕入れ価格は消費税八%込みで一〇二八円。現在の能書には「**小児等に対する安全性は確立していないので投与しないこと**」とある。「お酒」だからだろう。

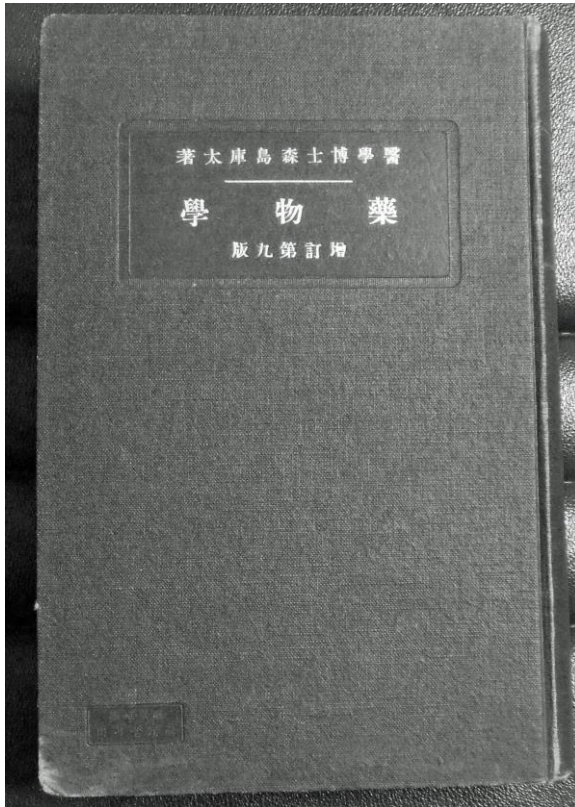


写真 5 薬物学 森島庫太 第9版  
索引はイロハ順。引きづらいこと甚だしい。

薬名索引	
イソチアミン 五六八	イソチアミン 五六八
イスラント昔 五二二	イソチアミン 五六八
印大藤丁幾 三〇八	イソチアミン 五六八
印度大藤草 三〇七	イソチアミン 五六八
印度大藤越幾斯 三〇七	イソチアミン 五六八
インドフォルム 七二五	イソチアミン 五六八
インフルエンチン 三六一	イソチアミン 五六八
引赤薬 八一	イソチアミン 五六八
引赤紙 一〇一	イソチアミン 五六八
硫黄乳 五七〇	イソチアミン 五六八
硫黄 七、五六九	イソチアミン 五六八
硫黄華 七一	イソチアミン 五六八
硫黄軟膏 七一	イソチアミン 五六八
イガツオール 一八八	イソチアミン 五六八
イゾフォルム 二三七	イソチアミン 五六八
イソブライル 二六九	イソチアミン 五六八
イサロール 二三八	イソチアミン 五六八
イヒトフォルム 二三八	イソチアミン 五六八
イヒチオール 二二七	イソチアミン 五六八
イヒチオザン 二二八	イソチアミン 五六八
イヒタルガン 一七七	イソチアミン 五六八
イヒタルビン 二二八	イソチアミン 五六八
イビト 六一	イソチアミン 五六八
イマサン 七二九	イソチアミン 五六八
ロゴラト 八二五	イソチアミン 五六八
ロペリア丁幾 四九一	イソチアミン 五六八
ロペリア草 四九〇	イソチアミン 五六八
蘆香 五六五	イソチアミン 五六八
蘆香丁幾 五六六	イソチアミン 五六八
蘆香丸 五六七	イソチアミン 五六八
蘆香ヤラツバ丸 五六七	イソチアミン 五六八
蘆香認幾斯 五六六	イソチアミン 五六八
蘆香認丸 五六七	イソチアミン 五六八

十五日、顔色尙ホ稍、蒼白。結膜蒼白。腹部壓痛ナシ。ヂ  
ギタリス「葉浸ヲ用フ。  
十六日、尿ニ「ヂアツオ」反應消滅、蛋白ナシ。以後赤酒  
「リモナーデ」ヲ與フ。  
約三週ヲ經テ全治退院ス。

写真7 小兒腸チフス  
赤酒「リモナーデ」を與ふ



写真6 日本小兒科叢書  
大正2年

\*赤酒・余談

明治三十二年、徳富蘆花の小説『不如帰（ほととぎす）』がベストセラーになった。軍人の夫が出征中に、姑によつて強引に離婚させられてしまふ肺結核の女性が主人公。上流階級が舞台で、蒼白くやせ衰えてしまつた浪子が「もう女には生まれてはこない」と言う名場面は以下の通り。（青空文庫より）

《白衣の看護婦が氷に和せし赤酒を時々筆に含まして浪子の唇を湿しつ。（中略）

「ああつらい！つらい！もうーもう婦人（おんな）なんぞにー生まれはしませんよ。ーあああ！

眉をあつめ胸をおさえて、浪子は身をもだえつ。急に医を呼びつつ赤酒を含ませんとする加藤夫人の手にすがりて半ば起き上がり、生命を縮むる咳とともに肺を絞つて一盞（さん）の紅血を吐きつ（後略）》

浪子が実家で死の床に伏している様子で、加藤夫人とは浪子がかつて武夫と結婚したときの仲人。赤酒が何度も登場する。気付け薬として一般的だったのである。この後も臨終間近の浪子に医師自身が一匙の赤酒を口中に注ぐ様子が描かれる。また上流階級では看護婦を個人で雇うことは当時常識であつたのだろう。『不如帰』では浪子には終日看護婦が二人も付き添つている。大正三年の記録では喜連川病院の看護婦は一人であるのだが。

塩谷郡市医師会の植木誠也会員は赤ワインを「気付け薬」として飲まされたことがあるという。「五歳ごろ体調が悪く意識を失いそうなとき、祖父の植木義信（一八九六―一九七一・植木医院三代院長）が、少量の赤ワインを小さな切子グラスに入れてくれた」。

飲んだら元気が出たそうである。

d 吐根舎 (とこんしろつぷ)

舎は『舍利別』の略でシロップと読む。吐根は催吐剤として用いられるが(二回量〇、五・一、〇)、成分にはエメチンが含まれていて、アmeerバ赤痢にも用いられた(一日量三―八グラム)。また祛痰の目的並びに胃腸の疾患には(〇、〇一、〇、〇五ヲ一日数回使用ス)と、前記『薬物学』にはある。なお、大正二年発刊の『日本小児科叢書』によると急性気管支炎の治療にも祛痰剤として記載がある。前記した喜連川病院の処方には吐根舎三、〇ミリリットル(一日量)が処方されているが、吐根としては〇、〇三グラムであり、この三歳児に対しては祛痰の効果を期待した処方量である。

処方①の杏仁水・赤酒・吐根舎はどれも現在の健康保険で使用でき、薬価は二十一円四十銭(トコン末0.03で計算)であり、保険点数では二点(二十円)となる。明治四十四年の塩谷郡医師会の決議では水薬は一日分拾貳(十二)銭以上とされている(青木マサイ家文書)。

「本郡醫師會ノ決議ニ依リ左ノ通り改定本年四月一日ヨリ實施ス」より)

e 甘汞 (かんこう)

塩化第一水銀。『薬物学』によると、梅毒性潰瘍に外用剤として用いる。内服剤としては瀉下作用があり、消化管内で腸液の分泌を亢進させ、防腐的作用がある。小児の吐瀉、腸の異常発酵による障害に適するという。腸窒扶斯(腸チフス) 虎列刺(コレラ) 赤痢に対して用いるが、服用後下痢しないと甘汞が腸管から吸収されて中毒を発するとも記載されている。また利尿作用もあるが、その理由は学者によって『一致せず』という。水銀は毒性が強く、甘汞も水銀中毒の危険があるので現在は使用されていないが、一九六〇年代の薬理学の教科

書には、下剤としての薬効が危険性と共に掲載されている。『薬理学』伊藤宏・英光堂書店・一九六九)

## fカンフル

カンフルと書けばいかにも西洋医学的であるが、漢方薬で用いられる生薬でもある。『中臨床のための中薬学』によれば、クスノキの材・枝・葉・根などを蒸留精製して得られる揮発性の結晶であり、樟脳（しょうのう）という。疥癬などに外用薬として使われるが、内服薬としても嘔吐・下痢・意識障害に麝香（ジャコウジカの袋状腺囊の分泌物）等とともに用いるという。『薬物学』（大正八年）によると『精製樟脳カムフルは強心薬並に興奮薬として広く応用される』と記載されている。急性肺炎等で血行障害の兆候があるとき、抱水クロラルのような麻酔薬中毒のときなどに内服させたり、急性虚脱のときは皮下注射として用いられた。言葉としての「カンフル剤」は、現在でも使用される。『企画から既に三年が経過したとき遅々として進まない編纂作業部会に、カンフル剤が注入された。若い岡一雄委員である。』（『塩谷郡市医師会史く新生医師会半世紀の歩みく』二〇〇三年一月一日発行より）

このファイルの文章は、本にした時よりも字数が多くなっています。

本ではページ数を削減するためにカットしたからです。